

総務警察委員会記録

開催日時 令和2年12月10日(木) 13:03~14:34

開催場所 第2委員会室

出席委員 9名

岩田 国夫 委員長

藤野 良次 副委員長

西川 均 委員

松本 宗弘 委員

大国 正博 委員

清水 勉 委員

中野 雅史 委員

小林 照代 委員

山本 進章 委員

欠席委員 なし

出席理事者 山下 総務部長

杉中 危機管理監

前阪 南部東部振興監

大橋 警察本部長 ほか、関係職員

傍聴者 1名

議 事

(1) 議案の審査について

議第 84号 令和2年度奈良県一般会計補正予算(第6号)

(総務警察委員会 所管分)

議第 98号 当せん金付証票の発売について

議第100号 令和2年度奈良県一般会計補正予算(第7号)

諮第 1号 退職手当支給制限処分に対する審査請求について

報第 34号 地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告につい

て

地域経済牽引事業の促進のための県税の課税免除に関する条例
の一部を改正する条例

自動車事故にかかる損害賠償額の決定について

(総務警察委員会 所管分)

(2) その他

<会議の経過>

○岩田委員長 ただいまから総務警察委員会を開催いたします。

それでは、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。当委員会に付託を受けました議案は委員会次第に記載のとおりです。

なお、審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は正副委員長会議の申合せにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみ報告となりますので、あらかじめご了承をお願いします。

それでは、付託議案について総務部長、警察本部長の順にご説明をお願いします。

なお、理事者の皆様におかれましては、着席にてご説明、ご報告をお願いします。

○山下総務部長 第344回定例県議会提出の議案について、全体の概要及び総務部所管と議会に関する事項についてご説明いたします。

まず、お手元の「令和2年度一般会計特別会計補正予算その他」の目次をご覧ください。11月30日に提出いたしました議案は、議第84号～議第87号までの予算が4件、議第88号～議第90号までの条例の制定及び改正が3件、議第91号～議第98号までの契約等が8件、諮第1号の諮問が1件、報第33号、報34号の専決処分の報告が2件の合計18件です。このうち議第88号、議第89号の条例の改正については、11月30日に当委員会でご審査、ご議決いただいております。

それでは以下、総務部に関するものについてご説明いたします。その他については、それぞれの部局長が所管の委員会でご説明いたします。補正予算については、別途配付した資料により後ほどご説明いたします。

まず「令和2年度一般会計特別会計補正予算その他」をお開きください。38ページは、議第98号当せん金付証票の発売についてです。当せん金付証票は、いわゆる宝くじですが、宝くじの令和3年度における本県の発売総額を100億円以内とするもので、今年度と同額です。

続いて39ページですが、諮第1号退職手当支給制限処分に対する審査請求についてです。平成30年12月7日付で行った退職手当支給制限処分について、平成31年3月1

日に地方自治法第206条第1項の規定により、知事に対して当該処分の取消しを求める審査請求がなされました。これに対する採決を行うに当たり、同条第2項の規定により諮問させていただくものです。

続いて45ページ、報第34号地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告です。このうち総務部に関するものは、3段目の条例の改正及び5段目の自動車事故に係る損害賠償額の決定についての2件です。

3段目の地域経済牽引事業の促進のための県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例については、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律等の改正に伴い、引用する条文の整備を行うため、令和2年9月30日付で専決したものです。

5段目の自動車事故に係る損害賠償額の決定については、52ページの番号16です。事故の概要としては、令和2年8月18日に奈良市高畑町地内の施設の駐車場において、奈良県税事務所職員の運転する車両が接触したことにより発生した自動車の損傷事故で、損害賠償額は5万8,000円です。今後は安全運転の徹底及び公用車の適切な管理について十分指導を行い、公用車使用中における事故防止に努めてまいります。

続いて補正予算について、「令和2年11月定例県議会提出予算案の概要」令和2年11月30日提出分により内容のご説明をいたします。

1ページをご覧ください。

一般会計補正予算第6号については、歳入、歳出、それぞれ53億1,500万円余の増額です。また、繰越明許費として3億6,400万円、債務負担行為として、追加と変更合わせて47億9,700万円余を計上しています。これらは新型コロナウイルス感染症への対応など、県政諸課題への取組を推進するほか、緊急に措置を必要とする経費等について計上するもので、政策体系別の内訳は四角の表のとおりです。

2ページの歳入予算ですが、特定財源として、災害救助費負担金として分担金及び負担金を200万円余、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの国庫支出金を50億100万円余、新型コロナウイルス感染症対策事業寄附金を5,000万円、新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金を4,300万円余、奈良県地方創生拠点整備基金清算金として諸収入を1,800万円余、警察施設整備事業債として県債を100万円余計上すると共に、残余の一般財源として繰越金を1億9,900万円余計上しています。

この結果、一般会計の総額は6,450億7,700万円余となり、当初予算に対して

15.0%の増、前年度同期比では21.7%の増となっています。

なお、各補正予算歳入・歳出の款、項の内訳は、先ほどご覧いただきました議案書に記載しています。

次に、歳出予算について総務部に関するものを5件ご説明します。

5ページの5、知恵の「都」をつくるの3段目にある国庫返還金は、奈良県地方創生拠点整備基金の事業実施期間満了に伴い、基金の残余を国庫に返還するものです。

次に、6ページ、7の爽やかな「都」をつくるの1段目、給与改定に伴う減額です。令和2年10月の人事委員会からの給与に関する勧告等に鑑み、期末手当の支給月数を引き下げるにより減額となる6億4,600万円余のうち、総務部、議会事務局、監査委員事務局に関するものは、特別職、一般職合わせて2,900万円余です。その2段下は、県庁舎系施設、南部地域再配置整備事業で、旧五條高校跡地における五條市との合同庁舎整備に伴う負担金です。令和2年度から令和3年度に実施する案内標識設置の実施設計に係る300万円余の債務負担行為の設定をお願いするものです。なお、8ページにも再掲しています。

その下は、県税還付金です。法人事業税等に係る確定申告額が中間納税額を下回ることによって発生する還付金の増によるものです。

その下は、財政調整基金積立金です。令和元年度決算剰余金の14億6,300万円余について、当該剰余金の2分の1を下回らない額である7億4,000万円を、地方財政法第7条第1項に基づき財政調整基金に積み立てるものです。

続いて令和2年12月9日に追加提出した議案について、「令和2年度一般会計補正予算案追加提出分」の目次を見ていただくと、予算が議第100号の1件、教育委員の委員等の任命の人事案件が3件、合計4件です。

続いて補正予算について、「令和2年11月定例県議会提出予算案の概要」、令和2年12月9日提出分により内容をご説明いたします。

1ページをご覧ください。一番上は、議員の期末手当の支給月数を0.05月分引き下げることに伴う減額です。

以上が今回提出しております議案の概要及び総務部所管と議会に係るものです。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○大橋警察本部長 警察本部所管の提出議案は、令和2年度一般会計補正予算案、及び専決処分の報告についてです。まず、令和2年度一般会計補正予算案についてご説明します。

お手元の「令和2年11月定例県議会提出予算案の概要」の6ページをお開き願います。

7、爽やかな「都」をつくるの一番上の給与改定に伴う減額については、人事委員会の勧告等による減額となる6億4,600万円余のうち、警察本部に関するものは1億1,800万円余で、全て一般職員分です。

次に、1つ下の県有施設耐震化事業ですが、昨年度実施した耐震診断により耐震性が低いと判明した奈良県警察車両整備工場については、施設を使用しながらの応急的な工事では十分な耐震補強を行うことができないことから、設備の整った場所へ早期に仮移転する必要があり、代替施設の借り上げ費用、改修工事費用として485万7,000円の増額補正をお願いするものです。

続きまして、専決処分の報告について、「令和2年度一般会計特別会計補正予算案その他」の45ページをお開き願います。

報第34号地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告の5段目、自動車事故に係る損害賠償額について、令和2年9月議会以降に決定したものは、50ページの番号1～7、51ページの8、10及び12～15でありまして、損害賠償額の合計額は595万653円であり、それぞれの事故の概要、損害賠償の相手方、損害賠償額、専決年月日は記載のとおりです。

安全運転の徹底及び公用車の適正な管理については、これまでも指導を行っておりますが、これらについて再徹底し、事故防止に努めてまいります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○岩田委員長 それでは、付託議案について質疑があればご発言をお願いします。

なお、その他の事項については、後ほど質問を行いますのでご了承をお願いいたします。

○小林（照）委員 私は、県庁舎系の施設南部地域再開発整備事業についてお尋ねいたします。

再配置の南部地域の計画の概要を見ているのですが、概要図では、五條市内にある内吉野保健所と下市町内にある吉野保健所が共に大淀病院跡地へ集約されて、五條市には保健所のサテライトが置かれるということになっていますが、吉野、内吉野保健所は統合されるということでしょうか。

○尾崎ファシリティマネジメント室長 下市町内にある吉野保健所と、五條市内にある内吉野保健所については、大淀病院の跡地に集約し、組織としては統合されることとなっております。ただ、従来からの施設利用者の利便性を確保するため、旧五條高校跡地に建設

される合同庁舎の中に保健所の出張所を設置することとしております。

○小林（照）委員 サテライトというのは、あくまで出張所、出先機関だと思うのです。保健所が吉野、内吉野とあれば所長が1人ずついますけれども、統合されますと所長は1人になるということです。それでは、機能や権限が非常に縮小されるのではないかと、今、新型コロナウイルス感染症の状況下で、保健所の体制の充実が非常に求められているときに、これは逆行するものではないかと思えます。指摘をしておきたいと思えます。

続いて、旧五條高校跡地の整備スケジュールによりますと、地元市町村等に説明が行われたようですが、どのような方法で説明されたのか、市町村や住民の意見はどのように聞かれたのか、お聞きしたいと思えます。

○尾崎ファシリティマネジメント室長 この計画を公表したのですが、その前段階の構想の段階から集約する事務所が管轄している全ての市町村長と、地元選出の県議会議員、関係委員会の委員の皆様にご説明に伺ったところですが、改めて計画案が固まった段階でも同様に、市町村長や県議会議員の皆様にご説明に伺った上で公表したものです。

○小林（照）委員 このスケジュール表を見ますと、地元への説明会があつて、2か月ぐらいでこの計画が公表されていて、その後すぐに基本設計に入っていらっしゃるわけです。市町村長や議員に説明されたということですが、この短い期間で、住民の方のところにそのような情報がきちっと届いていたかどうか、住民の意見が集約されたのかということ非常に疑問に思えます。非常に短い期間です。説明し、伝えたというけれども、市町村が住民に知らせ、声を聞いて、それをまた上げていくという、そのような時間が必要だと思えますので、これは大変不十分ではないかと思っております。これも指摘です。

3つ目には、そのことに関連してお聞きしたいと思うのですが、県庁舎系南部地域再開発計画によりますと、この計画は、奈良県が国に求めていた、奈良県公共施設等総合管理計画が、2016年3月に策定されております。その中で示す3つの柱があります。1つは、保有総量の最適化、2つ目には県有資産の有効活用、3つ目には長寿命化・耐震化の推進、この3本の柱に基づいて公共施設管理の適正化を進めていくとして取り組まれていると思えます。

国は、自治体の公共施設の老朽化による解体撤去事業に関する調査を行いました。財政運営と絡ませて、単に老朽化の状況だけでなく、人口動態に合わせて公共施設の廃止を含む縮減も図っていくことも求めているのではないかと思えます。県が取り組んでいる県有資産の有効活用、すなわち低・未利用地の資産の活用についてお聞きしたいと思えます。

対象となる資産は、既に前回、92とお聞きしておりますが、未利用資産の活用にあたって、検討する考え方、進め方についてはどのようにされているのかお聞きいたします。

○尾崎ファシリティマネジメント室長 未利用資産については、まず県で直接活用できる方策がないかを検討いたします。これまで県では、旧片桐高校跡地を郡山の総合庁舎に、旧耳成高校跡地を橿原総合庁舎に、西の京自動車学校跡地を奈良県総合医療センターの職員宿舎、院内保育所に、県営プール及び奈良警察署跡地をコンベンションセンター等に活用した事例などがあります。

次に、庁内での活用がなければ、その資産がまちづくりのエリアにある場合は、まちづくりに活用できないか、地元市町村と協議を行っております。そういったまちづくりの計画のない場合は、市町村に単独で活用の意向がないかなどの照会を行っております。

その結果、市町村で活用することとなった実績として、桜井総合庁舎跡地を桜井市の保健福祉センターに、桜井土木事務所跡地を桜井消防署に、高田総合庁舎跡地を大和高田市役所建替え用地に、先ほども出ました旧五條高校跡地を五條市役所との合同庁舎に活用するなど、市町村のまちづくりにも寄与するように活用してきたところです。

その上で、さらに、公共での活用が見込めない資産については、民間での活用を見込んで売却をすることとしております。なお、活用や売却などを決定するにあたっては、知事を本部長とし、副知事、全部局長が出席するファシリティマネジメント推進本部会議に諮って決定することといたしております。

○小林（照）委員 私、ここで少し時間をいただきまして、意見と要望を述べておきたいと思っております。

実は、昨年11月に西奈良県民センターの跡地利用について、住民同士の交流や憩いの場となる公共施設の実現をと、近隣の皆さん170名ほどの名前を連ねて知事に要望書が提出されておりました。

この西奈良県民センターは、奈良市西部の登美ヶ丘にありますが、2016年にこの役割は終わったということで廃止されました。センターは、住民健診、税金の確定申告、選挙の投票所などに活用し、また、地域住民の交流、親睦を深める場として大変利用率の高い施設だったわけです。

この問題について、令和2年3月の総務警察委員会で山村幸穂委員が西奈良県民センターの跡地利用について、近隣住民の意見、要望を踏まえて検討を進めてほしいと求めました。これに対して、近隣にも専門家の方がおられ、そのような方も含めて住民の方々の跡

地に対する期待や、提案を大切に考えていきたいと総務部長答弁がありました。その答弁を聞いて、要望された近隣の皆さんは大変期待をされたのです。

ところが、10月になって県から出された回答では、奈良県は奈良市が整備すべき内容と考えて同市の意向を聞いたところ、同市から使う予定がないと返事があったため、これから売却に向けた手続をするということでした。既に7月の時点で、県はこの方針を決めていたということでした。住民の皆さんはこれを聞いて、今、期待が大きな怒りに変わっております。

跡地は交通の便利なところにあり、災害時の避難場所や住民同士の交友、子育て支援などのために貴重な県民の土地で、売るべきではないという声が、この周辺の住民だけでなく、さらにその周り、さらにその周りということで、今、広がっていております。総務部長答弁にあった住民の期待、提案を大切に検討という、この言葉のとおりして欲しい、そして、もっともっと地域の意見なども聞いて協議を重ねるべきではないかと思えます。

県は先ほど申し上げたように、国からの求めに応じて、奈良県の公共施設等総合管理計画によって公共施設の統廃合や再配置を進めています。意見になりますけれども、施設の統廃合、再配置、有効活用を進めるにあたって、もう一度公共施設とは何かという原点に立ち返っていただきたいと思えます。

公共施設には、公営住宅、教育関係施設、社会福祉施設、庁舎等ありますけれども、これは自治体と住民の共同の財産です。住民が同じ社会に暮らす者同士、相互に認識、理解し合って物事を考えていく、一緒に健全なものとしてこの地域が発展していくことを考える、そのような役割があると思っております。地域社会を安定的に継続させていくことは自治体の最も大切な役割ではないでしょうか。私は、自治体がそれを保証しなければならないと思えます。公共施設の統廃合、そして再編を進める場合に、行政だけでなく住民が自ら公共施設の問題を自分の問題のことと認識し受け止めて、共に考えていくことが必要だと思っているのです。

今、全国のどこの自治体でも奈良県でもそうですけれども、国の示す方向で、公共施設の管理計画に基づいて統廃合や縮小が進められておりますが、その中には、基礎自治体にはありますけれども、公共施設の在り方を地域に投げかけて、行政が公共施設のデータを提供して、各地域にある公共施設をどうしていくのか、住民に問いかけて、そして、住民に各地域の将来を考えてもらう。そして、住民自治計画を進めて、全施設の方向性を明確にしていく取組を進めている自治体や、住民参加型のワークショップや、自治会と連携し

て住民による公共施設の計画作りを進めている自治体もあります。

私が今申し上げたのは、基礎自治体の幾つかの事例ですけれども、しかし、都道府県という広域自治体にとっても、公共施設は自治体と住民の共同資産であることに変わりはありません。だから、統廃合や再編、学校や県民センターなどの跡地利用の活用を進めるときには、県民、住民の意見や提案をしっかりと受け止めていただいて、丁寧に協議を繰り返して、住民の要望どおりにいかないかもしれないけれども、時間をかけてあらゆる角度から考えて、住民の合意を得る努力が求められていると私は思います。

今、西奈良地域の皆さんの声が大きく広がっていておりますけれども、このように公民協働の取組が進んでいけば、公共施設の再編や統廃合に対するマイナスの評価が変わってくるのではないかと思います。少なくとも住民の方々のそのような声に真摯に立ち向かっていただきたいと申し上げまして、終わります。

○岩田委員長 ほかにございませんか。

それでは付託議案について質疑がなければこれで終わらせていただきます。

続いて付託議案について委員の意見を求めます。ご発言お願いいたします。

○中野委員 特にありません。賛成します。

○西川委員 自民党奈良も賛成いたします。

○松本委員 自民党絆も全議案に賛成いたします。

○山本委員 創生奈良も賛成いたします。

○小林（照）委員 私は、議第84号の令和2年度奈良県一般会計補正予算に反対します。残余の議案には賛成します。

これは先に、議第89号で一般職員の給与に関する条例に反対する答弁で述べましたように、新型コロナ危機から県民の命と暮らしを守るため、大変なお仕事で懸命に働いておられる職員の皆さんの期末手当の減額が含まれる予算であり、認めることができません。

○清水委員 日本維新の会は全案件に賛成いたします。

○大国委員 公明党も全議案に賛成をいたします。

○藤野副委員長 新政ならも全議案に賛成いたします。

○岩田委員長 それでは、ただいまより付託を受けました各議案について採決を行います。

まず、議第84号中、当委員会所管分については、委員より反対の意見がありましたので起立により採決いたします。

議第84号中、当委員会所管分について原案どおり可決することに賛成の方の起立を求

めます。

(賛成者起立)

ご着席お願いいたします。

起立多数であります。よって本案は原案どおり可決することに決しました。

次に、議第98号及び議第100号については、簡易採決により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りします。

議第98号及び議第100号については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。よって本案はいずれも原案どおり可決することに決しました。

次に、諮第1号については、簡易採決により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

お諮りします。諮第1号について、当委員会の意見として知事の見解どおり、本件審査請求については、これを棄却すべきとすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。よって、本案についての当委員会の意見は、本件審査請求については、これを棄却すべきであることにいたします。

次に、報告案件についてであります。報第34号中、当委員会所管分については、先ほどの説明をもって理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただきますのでご了承願います。

これをもちまして、付託議案の審査を終わります。

次に、その他の事項に移ります。

総務部長から奈良県森林環境税、他1件について、危機管理監から奈良県国土強靱化地域計画の見直しについて報告を行いたいとの申し出がありましたので、ご報告をお願いします。

○山下総務部長 それでは、奈良県森林環境税についてご報告いたします。

お手元に配付しています資料1-1「奈良県森林環境税について」をご覧ください。

森林環境税は、県民税均等割に上乗せする方法で課税しており、個人については年額500円、法人については均等割額の5%相当額を税率としております。税収は近年約3億7,000万円程度で推移しております。

資料の右側をご覧ください。森林環境税の使途ですけれども、第3期の平成28年度からは、施業放置林の整備、里山づくりの推進、森林環境教育の推進、森林生態系の保全に取り組んでいるところです。

また、資料の左側の中段辺りですが、森林環境税に関する県民アンケートを前年度に実施しております。森林環境税を活用した第3期の取組について、個人、企業とも約8割の方から賛同を得ております。

このような状況を踏まえて奈良県税制調査会でご議論いただいた結果、森林環境譲与税を活用した森林経営管理制度に基づく森林整備に加えて、新たな森林環境管理制度運用のための財源として、森林環境税を引き続き継続することが適当であるとの答申をいただいたところです。

答申の内容は、資料1-2のとおりです。

今後は、この答申を踏まえて、令和3年2月定例県議会において必要な条例改正を上程したいと考えております。

続いて、2点目、法人県民税特例制度についてご報告いたします。

資料1-1「法人県民税特例制度について」です。

法人県民税については、法人税割の標準税率を法人税額の1.0%としておりますが、資本金や出資金の額が1億円超、あるいは法人税額が年1,000万円超の法人については、特例制度として税率を1.8%としております。その差の0.8%分の税収を社会福祉施設等整備基金に積立て、事業に充当しております。

税収は近年約4億円～4億3,000万円程度で推移しており、使途については、県立、民間の障害福祉施設整備や特別養護老人ホーム等の整備、奈良県立医科大学附属病院の整備、奈良県総合医療センターの整備などに活用しております。

今年度末で条例の適用期限が到来することから、次年度以降の特例制度の適用について奈良県税制調査会でご議論いただいた結果、今後も多くの関係施設整備の計画がされることから、特例制度による超過課税及び使途事業は引き続き継続することが適当であるとの答申をいただいたところです。答申の内容は、資料2-2のとおりです。

今後はこの答申を踏まえて、令和3年2月定例県議会において必要な条例改正を上程させていただきますと考えております。

○杉中危機管理監 それでは、私から奈良県国土強靱化地域計画の見直しの概要について報告をいたします。

お手元の資料3「奈良県国土強靱化地域計画の見直しについて（概要）」をご覧くださいいただけますか。

まず、計画の概要です。この計画は、国及び地方が連携した事前防災、減災、迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施するために、本県の国土強靱化に係る指針となるものとして、国土強靱化基本法第13条に基づき策定するものです。現行の計画は、平成28年5月に策定をいたしました。

次に、計画見直しの経緯です。左側下段に記載がありますが、計画期間が今年度で満了となることから、現在、計画改定に向けた見直しを行っております。今後の改定スケジュールとしては、本議会での報告後にパブリックコメントを行った上で、次の2月議会に議案として上程し、ご審議をいただきたいと考えております。

県の地域計画の見直しに当たっては、国の基本計画の見直しや、近年の災害の教訓、県の取組を踏まえた内容としております。

また、地域計画に基づく事業に対して、国の補助金交付金が重点化される等の支援が行われておりますので、国が予算確保したものを確実に財源として確保する観点からも、県の強靱化に関する施策を網羅的に記載するものとしております。

次に、1番右の欄に記載があります見直しのポイントについてご説明をします。

国土強靱化地域計画は、起きてはならない最悪の事態を想定したリスクシナリオをまず設定し、それらに対する県の脆弱性を評価した上で、そのリスクを回避するために必要な施策の推進方法を検討するという立てつけになっております。

見直しの作業として、まず災害発生時に想定されるリスクシナリオを再整理し、以下の3つのリスクシナリオを追加したいと考えております。

まず、本県の地域性に合わせたものとして、①広域的な被災による救助・救急・支援活動の遅延を考えております。これは、南海トラフ地震等の大規模災害の発生を想定したものです。

次に、国の見直しに合わせて、近年発生した地震や火災などの事象から、②及び③のリスクシナリオを追加しております。新設したものを含むリスクシナリオに対する県の脆弱

性の評価を行い、その結果を踏まえ、必要な強靱化施策の推進方針を検討しております。主な方針については、後ほどご説明いたします。

次に、県内市町村の計画策定状況は資料右下に記載のとおりですが、未策定の市町村に対しても、引き続き支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、資料2枚目は計画の構成についてです。

前回との比較ですけれども、第1章については、現行の計画から大きな変更はありません。

第2章の基本的な考え方ですが、現行計画を踏襲して災害に日本一強い奈良県を目指す姿として、国の基本計画に準じて、人命を守る、県民の生活を守る、迅速な復旧・復興を可能にするという3つの基本目標を掲げております。

第3章では、本県に甚大な被害を及ぼす大規模自然災害を想定するリスクとして定め、それらの災害によって発生し得るリスクシナリオを、先ほど申し上げました新設の3つを含め全部で21項目を設定し、それぞれに対して県の脆弱性の評価を行っております。

第4章では、第3章を踏まえてリスクシナリオの発生を回避し、基本目標を達成するために必要な強靱化施策の推進方針を検討しております。主な施策の推進方針の案は次の資料3枚目をご覧ください。

新設した広域的な被災による救助、救急支援活動の遅延というリスクシナリオに対応するものとして、奈良県大規模広域防災拠点の整備や、道路ネットワークの強靱化を記載しております。

また、近年の頻発、激甚化する風水害等に対して、大和川直轄遊水地の整備など、各種の水害対策、避難所の保全を初めとする土砂災害対策、新たな森林環境管理制度の推進等による二次災害対策などを記載しております。

計画本体には、ここに掲げたものを含め、県の強靱化に関する様々な施策を網羅しようと考えております。これは先ほど申し上げました国の施策の重点化、予算の重点化に対応するものですが、2月議会への上程に向け、今後、国の強靱化施策の動向を見据えつつ、パブリックコメントなど様々なご意見をいただきながら内容を精査してまいりたいと考えております。

○岩田委員長 ただいまの報告、またはその他の事項も含めて質問があればご発言をお願いします。

○清水委員 では、通告している2点から質問させていただきたいと思います。

現在、菅内閣でデジタル化に向けた取組を地方と共に進めていこうということで、プラットフォームなどの共通化が図られるとっております。

そのような中、県警の管轄でもある防犯カメラの整備等の現状についてまずお伺いしたいのですが、12月1日、奈良市の女子中学生が現在行方不明となって、奈良西署が主となって、恐らく必死に捜査していただいていると思います。そのような中でも、防犯カメラの有用性は非常にあろうかと思うのですが、現実には防犯カメラからも足取りがあまりたどれていない、そのような現状であると新聞の報道でお伺いしています。

防犯カメラについて、議論されることは多々あろうかと思っております。しかしながら、これから先、デジタル化の社会に向けて、県警察も防犯カメラの有用性を理解された上で整備、あるいは今の施設の適正化計画で検討されていることだと思っております。一日も早く発見されることを願うばかりです。

そのような中、現在、県警では、奈良県の公共施設総合管理計画の一環として、交番・駐在所の最適化計画が進められています。同時に、先ほど申しましたように、社会のデジタル化の推進に伴って、犯罪対応の変化を的確に把握するために、これから先は本当に、デジタル情報の分析が捜査上必要になってくると思っております。特に、防犯カメラの有用性は広く知られているところですし、民放の警察24時という番組においても、防犯カメラの映像から犯人を検挙する場面をよく目にします。ところが、防犯カメラ、あるいは監視カメラに特化した法律がないのが現状です。私自身、個人的には、ぜひとも早く法整備すべきだと思っておりますけれども、法がない中で各市町村は条例、あるいは利用を明確にした指針等を作られています。県警察において、防犯カメラ画像データなどを活用している捜査状況についてお伺いしたいと思っております。

○中岡刑事部長 清水委員お述べのとおり、県警察としては良好な治安を維持する観点から、社会のデジタル化に適切に対応できるよう、犯罪捜査の分野においても新たなシステムや装備資機材を導入、活用することで捜査手法の高度化を図っていくことは重要であると認識しているところです。

その中でも、防犯カメラの活用状況については、事件発生後、現場周辺の防犯カメラ映像を分析して、犯人の特定や、逃走経路の割り出し等を行っているところです。防犯カメラの映像によって被疑者を割り出した県内の主な検挙事例としましては、昨年11月に発生して本年1月に検挙した放火殺人事件、本年5月に発生した強盗事件などがあります。

県警察では、これら以外での多くの事件において、防犯カメラやドライブレコーダー等

の画像データを捜査に活用しており、非常に有用な捜査手法となっています。今後も犯罪捜査において、県民の皆様をはじめ、自治体、関係機関、そして事業者のご協力とご理解をいただきながら、迅速かつ的確な捜査を進めてまいります。

○清水委員 菅内閣の方針によってデジタル庁が設けられる中で、特に先ほどご紹介いただいたように、行政全般の中でいろいろなハレーションがあるかもしれません。

防犯カメラの有用性ははっきり分かっているわけですので、現在取り組んでいただいている交番・駐在所の最適化計画の中でも、デザインビルド方式という、設計から施工までを一体化して1つのゼネコンで取り組んでいく発注方式を取られており、仕様書によって一貫した設計思想が守られることが一番大きい良い点だと思いますので、将来のことを見据えて仕様書の中身にぜひともこのデジタル化の件について書き込みをすることも大切ではないかと思います。

もう一点、12月5日の奈良新聞に、来年のオリンピック・パラリンピックを見据えて、天理署、県警本部、レンタカー店とで対テロ訓練が行われたという記事が載っております。警察署の前に立哨される制服警官の姿を見なくなって久しいですが、それだけ世の中が安全になってきたことの裏返しかもしれません。

ところが、昨年7月18日、36人がお亡くなりになり、33人が重軽傷を負われた京都アニメーションの放火殺人事件を思いますと、本当にぞっといたします。質問にも関連しますが、交番がガソリン等をまかれ襲撃された場合、大変なことになってしまうので、現在の交番・駐在所の最適化計画の中で、そのようなことも含めた対策、発注の際、デザインビルド方式を仕様書に書き込むことも必要だと思います。今後のデジタル化に伴う県警独自の新たな施設管理計画の策定も含めて、ぜひ適切な予算の獲得をされるようお願いしたいと思います。

次に、防犯カメラの設置のガイドライン公表について方針を伺いたいと思います。

県警のホームページを見ますと、平成29年7月以降、奈良県警防犯カメラ運用状況が載っており、これは半年ごとに公表することになっております。平成29年7月～12月までで15件、平成30年1月～6月までで15件等、平均して大体15～16件程度あります。

各市町村では条例化されていたりするのですが、各県警の防犯カメラのガイドラインが、広島県警や青森県警ではホームページに載っています。奈良県警にはガイドラインがないのですかと聞きますと、実はあると返答をいただいていたのですが、今後の方針として、

どういふに公表をされるのかされないのか、その内容についてもご検討をされているのであればお答えいただきたいと思います。

○末武安全・安心まちづくり推進課長 まず、県の防犯カメラのガイドラインから少しご説明させていただきたいと思います。平成25年度に地域防犯力の向上・強化事業として、防犯カメラの設置を進めるにあたり、県民等のプライバシーの保護を目的として、自主防犯団体等が防犯カメラを設置する際に活用していただくガイドラインを策定しました。これについては、市町村、地域防犯協議会等を通じて提供させていただいているところです。

しかしながら、ホームページ等には載せていませんので、一般の方の目になかなか触れないというのは清水委員のご指摘のとおりだと思います。これらのガイドラインについては、分かりやすく見直した上で、ホームページなどに載せて情報提供していきたいと考えております。

○清水委員 ぜひとも分かりやすい内容にさせていただいて公表をお願いしたいと思います。

次に、木造家屋等の初期消火についてお伺いをしたいと思います。

奈良県の現状を見ますと、非常に狭い道路もいまだ多いですし、坂道も多い。なおかつ、昔の2項道路も非常に多く残っております。そのような中で災害等が起きたとき、不測の災害も含みますけれども、木造の住宅は非常に弱いわけです。奈良県も全国的に同じやり方で、耐震対策にあつては調査、耐震化工事についても一定の補助が出ているわけですが、防災上の観点から、地震が起きた後に火災を起こさないためには、木造の建物に対する消火の方法を検討すべきだと思っております。

そのような中で、平成16年に消防法の改正が行われ、既存の住宅に対する住宅用火災報知器の設置が平成23年6月までに義務づけられることになり、私の家もやっていますが、それからちょうど10年を迎えることになります。

そのような中で、都道府県別住宅の火災警報器の設置率が公表されておりますので見ますと、奈良県は設置率が74.9%で42位、条例の適合率が62.3%で35位と、非常に下位になっております。先ほども言いましたように、もう10年が経過しておりますので、ひょっとすると電池が切れていて、まさかのときにはまるっきり役に立たない状態になっているものもあるかもしれませんので、この内容を踏まえて今後どうしていかれるのかについてお伺いしたいと思います。

○大澤消防救急課長 住宅の火災報知器の設置については、消防法の改正により、新築住宅においては平成18年6月から、既存住宅については平成23年6月までに全ての住宅

において義務化されたところです。これまで各消防本部において、火災予防運動の一環として大型ショッピングモールやイベント会場などにおける街頭啓発、電話や訪問等による調査の実施、ホームページや広報紙への掲載により火災報知器の設置の促進に努めているところではありますが、清水委員ご指摘のとおり今年度の設置状況調査におきましては、奈良県の設置率が74.9%、全国順位で42位という低位にある状況です。

さらなる設置の促進に当たっては、火災予防の重要性を十分に理解いただくこと、また、その1つのツールは火災報知器であることなど、住民や住宅関係の事業者等の意識の向上を図ることが最も重要と考えております。

火災予防の主体である消防本部に、引き続き啓発活動を実施していただくとともに、県においても広く広報できるように努力してまいりたいと考えております。

○清水委員 ぜひとも啓発をよろしくお願ひしたいと思います。先ほど、京都アニメーションの件を申しましたけれども、今まで火災は、水をかければ鎮火するという認識を一般の方はお持ちだったと思います。ところが、ガソリンなどの火災には水は本当に逆効果であって、もしも水をかけてしまうと通常のスプリンクラーでは逆に火災を拡大してしまうことにもなりかねません。

今の地域防災計画の見直しをされた中で、各市町村が地域防災計画の見直しもしているのですが、今後起こるであろう震災やその次に起こるであろう火災に対して各メーカーもいろいろな努力をされております。私も調べて初めて分かったのですが、戸建の住宅用スプリンクラーも開発されていますがあまり広く世間には知られておりません。もしも、新築する際は、耐震対策に併せて戸建用のスプリンクラーの設置も併せてやっていただければ木造住宅に対する災害対策が進むと思います。先ほど大澤消防救急課長が説明された火災予防運動、もしくはそれぞれの自主防災会等での避難訓練の機会を捉えて、ハウスメーカーと一体となって、例えばこういうスプリンクラーも発売されておりますなどの紹介も必要ではないかと思ひます。ぜひともハウスメーカーへの情報提供、あるいは防災訓練をやるときの機器の展示、それから自主防災組織に対する情報の提供、これらも併せて取り組んでいただきたいと思いますので、この点について強く要望しておきます。

次に、昨日、防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策という部会が自民党で開かれております。その内容を各項目別に見てみますと、知事が総務省に広域防災拠点についてお願ひをして、いい返事をいただいたと答弁されたのですが、123項目の対策の提案には、総務省の緊急防災減災対策債の延長や、奈良県が計画しております滑走路つき

広域防災拠点整備についての記載がありません。時間的なタイムラグがあるのかもしれませんが、ここに載っていないということは、これから5年間の間にされないのではと少し心配になりましたので、現時点でどう判断されるのかお伺いしたいと思います。

○杉中危機管理監 清水委員からお話のありました昨日開催された自民党の部会ですが、申し訳ありません、その内容について詳細には把握しておりません。ただ、本会議においての知事の答弁にもありましたように、総務省に対する要望の際に、緊急防災減災対策事業債の延長及び本事業への適用や、国が策定している南海トラフに関する計画に、県が計画している大規模広域防災拠点を反映させることについては、前向きに考えていただけるというやりとりを私もしたと認識しております。

緊急防災減災対策債について、全国知事会議等において大臣からも前向きなご発言があったところです。自民党の部会資料に直接載っていないから今後実現されないのではないかという認識はしておりません。今のところ国でも前向きに考えていただいていると認識し、本県としてもしっかりと整備計画を作ってまいりたいと考えております。

○清水委員 この部会の部会長が二階俊博さんです。ぜひとも成功するように知事も含め、もっと幅広くロビー活動をしていただきたいと思います。幾ら計画を作っても成し遂げなければ今まで投資したものが全て無駄になってしまいますので、そうならないような対策を今から練っておいていただきたいと思います。

もう一点、12月7日月曜日の佐藤議員の代表質問で、知事が奈良モデルは頑張る市町村を応援する制度であると答弁をされましたと、記憶しております。頑張る市町村を測る物差しがあるのであれば、少しご紹介をいただきたいと思います。

○森本市町村振興課長 常に知事が申しているのは、県に対して何か支援を申し出る前に、まず自分たちではここまでやった、こういうことをしたいという思いがあるかどうかということだと思っておりますので、具体的にここまでやったら奈良モデルとして支援するとか、そういう物差しではないのかと思っているところです。

○清水委員 知事でないとなかなか答弁できない内容だと私も思います。今の財政力については、せんだっての代表質問で佐藤議員が示した表のとおりです。奈良県の皆さんも内容についてよくご存じかと思いますが、あの表は結果ではないですか。頑張っていない市町村などどこにもありません。首長が選挙で選ばれ、必死になって頑張っている。その頑張っているか頑張っていないかを測る、頑張っているという表現を使うこと自体が間違っているのではないかと思います。また代表質問等で知事に直接聞きたいと思っております。

もう一つ、きついことを言っていました。財政力の悪い平群町の事例を挙げて、生駒市選出の佐藤議員は、生駒市と平群町の合併を推進することを推奨されるのか、こんな発言もされたわけです。この委員会でそれを言うことがいいのか分かりませんが、私は今の地方自治法の内容からすれば、県であろうが村であろうが市であろうが、それぞれが地方自治体として認められている中で、どういう手法を取っていくのかということに対して、知事がああいう言葉を発せられたこと自体が残念で仕方がなかったのです。ぼやきとして聞いておいてください。また、知事に問わせていただきます。

○大国委員 まず初めに、12月5日に五條市の養鶏場で発生した高病原性鳥インフルエンザの対応についてお尋ねしたいと思います。

本県においては平成23年以来2例目となり、5日の土曜日に発生したと、私どもも少し早目に聞いておりましたが、職員が恐らく休日返上で現地へ向かわれたのではと。本当に苦勞していただいていると思います。

また、県職員だけではなく、自衛隊あるいは奈良県産業廃棄物協会などの関係団体の皆様にもご協力いただき、様々な対応に当たっていただいたことに、改めて御礼を申し上げたいと思います。今朝もテレビを見ておりますと、和歌山県で発生が認められ、第1回の本部会議が開催されたというニュースが流れておりましたが、奈良県としても引き続き注意深く見ながら、この高病原性鳥インフルエンザが広がらないように願うところです。

さて、昨日の一般質問でもありましたけれども、この高病原性鳥インフルエンザが発生した場合、病気の蔓延を防ぐために法に基づき速やかに農場内の全ての鶏を殺処分した上で焼却処分、あるいは埋却処分する必要があります。知事の答弁の中で、発生以後、対応に要している当面の費用について予備費を充当しているとありましたけれども、この予備費の額や内容について私ども知りませんので、ご説明をいただければと思います。

○川上財政課長 大国委員お述べのとおり、先週5日に五條市の養鶏場で鳥インフルエンザが発生し、県として対策に取り組んでいる状況です。予算面の対応についてお話しさせていただきますと、初動の防疫や蔓延の防止のために直ちに必要となる経費が5日から発生しましたので、あらかじめ予算に計上しておりました予備費から8,700万円を、12月5日付で充用しました。

具体的な内容ですが、法に基づき発生農場の鶏を殺処分して焼却する必要がありますので、それに必要な経費や、県内で鳥インフルエンザがこれ以上蔓延しないように、県内の全ての養鶏農家に配付する消毒用の消石灰の購入経費などに使うことを想定して、8,7

00万円の予備費を充用したところです。

また、知事も先日答弁させていただきました今後ですけれども、被害を受けられた農家をはじめ、今回の鳥インフルエンザの発生により鶏や卵については移動制限がなされておりますので、移動制限がなされた区域内の農家に対しては、家畜伝染病予防法に基づく損失補償や、経営再開のための融資などが考えられますので、予備費から充用した経費以外の内容についても今後検討を進めていく必要があるかと思っております。

○**大国委員** 本当に様々に急な対応というものが出てくるかと存じます。私ども議会もしっかりとそのようなところも見させていただいて、必要などころにしっかりと手当てされるようお願いしたいと思います。

次に、テーマが変わりますけれども、信号機のLED化の現状と、今後の整備方針についてお尋ねいたします。

11月20日に、国土交通省からバリアフリー法に基づく次期目標が公表されました。この中で重点整備地区内の信号機等については、原則として全て音響機器付き信号機にする、道路表示は原則として全てエスコートゾーンを設置するという概要が掲載されております。人に優しい奈良県というか、本会議でも心のバリアフリーを含めたハード・ソフト面の整備が必要だということを繰り返し申し上げてまいりました。

この重点整備地区内の信号機等の整備については、全国でも99%整備が完了しているということであり、奈良県内も同じ状況と認識しているところです。一方では、古くなっている信号機、点いているのか点いていないのか分からないような信号機もあります。様々な障害をお持ちの方々にも見にくいと思われる信号機もまだあるところです。

いろいろ調べますと、LED化にすることにより、費用面では取り替えの頻度も少なくなりますし、環境面でも利点があるのです。一方で、障害をお持ちの方々等からのご意見を見ていますと、見やすくなったということです。人身事故が繰り返し起こっていた交差点をLED化することによって人身事故が極めて少なくなったというデータもあるようです。

そのような状況の中でバリアフリー化を進めることも大事でありますけれども、信号を高齢者や障害者の方からも見やすくなることも大きく交通安全につながると考えております。特に、高齢者の交通安全を確保する上では、信号機のLED化も非常に有効な施策であると思っております。そこで警察本部に、信号機のLED化の現状と、今後の整備方針についてお尋ねいたします。

○山崎交通部長 令和元年度末現在で、奈良県の全信号機におけるLED式灯器の割合は、車両用灯器で51.1%、歩行者用灯器では39.8%で、全体では46.6%となっています。

次に、整備方針については、LED式信号灯器は視認性が高く、交通事故を減少させる効果があり、また、従来の電球式と比較して長寿命、省電力であることから、今後も交通安全対策、維持費削減及び環境対策の観点で、順次LED化を進めてまいる所存です。

○大国委員 非常に大事なことだと思います。環境にも非常に優しいということもありますし、何よりも交通事故が少なくなる可能性があるということもあり、計画的に進みますようによろしくお願いいたします。

もう一点は意見とさせていただきますが、未就学児の交通安全対策としてのいわゆるキッズゾーンについて、私も昨年12月の代表質問で知事に質問させていただきました。質問の前には、大津の事故現場にも行き、なぜ事故が起きたのかということはこの目で見、その状況等も含めて担当の方々にお話を聞かせていただいた次第です。

このキッズゾーンを設置したからといって、子どもたちの安全が簡単に確保できるものではないということです。例えば、通行する車両は減速した上で、子どもたち、歩行者をいたわる運転が必要となり、ドライバーはキッズゾーンを走行していることをしっかりと認識しなければ安全の確保までには至らないということです。ゾーン30のように、ゾーンを設置したからドライバーがそれ以上のスピードで走行したことで検挙されるとか、そのようなことではないのです。

では、キッズゾーンをなぜ設置するのかということですが、これまでも小学生、中学生の登下校には見守りの方がいる、いわゆるスクールゾーンもあり、子どもたちへの交通安全の視点があったのですが、大津の場合は、園に行かれた後、お散歩の時間に園外活動でまた出られる、それがどの地域で、どういうルートで、どの時間帯にということは地域の方もお知りになっていない、誰も見ていないのです。だから、付き添いの先生がお1人、あるいは2人で何人かの園児を連れてお散歩をされている、そのような状況です。いわば、この園児の安全対策は、地域も目が届いていなかったということが一番大きな問題なのであるということで、お散歩コースを皆さんに知っていただく、見える化するためにキッズゾーンを設置するということであると思うのです。ドライバーや住民の方々に対してキッズゾーンの周知とゾーン内での正しい走り方を広めることが最も重要であると思います。

キッズゾーン設置の周知を図るのは、設置した自治体や県の奈良っ子はぐくみ課等が中

心となって行いますが、警察が広報や交通安全教育のノウハウを持っています。したがって、お散歩コースで先生方が子どもさんをお連れになったときに、例えば交差点で事故が起これば、どこで信号が青になるのを待っていれば一番よかったのかということも、その現場で話し合いになりました。ひょっとしたら電信柱の後ろ側で待機していたら、もっと命が助かっていたのではないかという話もありました。そのようなノウハウを警察の皆様がお持ちですので、県の奈良っ子はぐくみ課だけではなく、連携していただいて、専門的に、できれば定期的に奈良県内の先生方に講習会や講演等も行っていただければと思うところ です。

また、ドライバーにとって一番の注意喚起は、キッズゾーンにおいて警察官の方々の姿を見せることだと思います。朝の登下校の見回りのときに、今、警察の方々が立っていたり、パトカーで巡回している姿を見るのですが、同じく園児の園外活動のときにも、情報が分ればそのようなところにも少し注意していただくと、地域の方々の地域喚起につながるのではないかと考えておりますので、ぜひとも、パトロール等も連携していただければと思っております。

今年の8月に桜井市、12月には大和高田市の全園でキッズゾーンを設けられます。今後、こういったことが全県に広がって、奈良県内であのような悲惨な事故が起きないように未然に防ぐことが大事と考えております。あえて今日はこの委員会のお時間をいただいて、警察の皆様、そして、全県民の皆様に対応していただきたいという思いでお話させていただきましたので、よろしく願い申し上げます。

○岩田委員長 ほかになければ、これをもちまして質問を終わります。

次に委員長報告であります。本会議で反対討論をされる場合は、委員長報告に反対意見を記載しないこととなっております。

日本共産党さんは反対討論をされますか。

○小林（照）委員 反対討論はしません。

○岩田委員長 では、委員長報告に反対意見を記載することとします。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長に一任願えますか。それではそのようにさせていただきます。

それでは、これをもちまして本日の委員会を終わります。ありがとうございました。